	遺言 (普通の方式)			備考
	自筆証書	公正証書	秘密証書	1/Ⅲ
手軽さ	©	Δ	0	自筆証書以外は、公証人との事前の 打合せや公証人役場などでの手続き が必要となります。
確実性 ・ 有効性	Δ	©	Δ	公正証書以外は、遺言者単独の判断で作成されることが多いことから、 誤認や誤記などにより、遺言者の意 思が正確に反映されないリスクがあります。
費用の安さ	©	Δ	0	公正証書による場合は、記載される 金額の大きさで費用が変わるほか、 自筆証書以外は、証人2人の立会い を要するため、遺言者が自ら用意で きない場合は別途費用が発生しま す。※1
保管・管理		©	Δ	一般に公正証書以外は、遺言者の責任で保管・管理されるため、紛失のほか、第三者による破棄などのリスクがあると言われております。公正証書による遺言は、電子情報でも保管・管理されるため、不意の災害対策としても有効と言えます。また、自筆証書以外の遺言であれば、遺言者の死亡後、法定相続人などの利害関係人が全国の公証人役場から遺言の有無を確認し、謄本を入手して速やかに相続手続きを開始することが可能となります。
秘密の保持	Δ	0	©	公正証書による場合、法律で守秘義 務を課された公証人とその書記以外 の「証人二人」は遺言の内容を知る ことになります。※2 秘密証書は、封入封緘が法定方式で

				あるため、状態が維持されている限り、秘密は保持されていると言えます。 自筆証書は、封入封緘が法定方式ではないため、管理の方法次第では、 秘密保持が難しい場合があると言え そうです。
相続手続きの簡易性	0	0	0	公正証書以外は、家庭裁判所で検認 を受けることが求められておりま す。※3

- ※1 推定相続人や受贈者、公証人や公証人役場の書記は、証人になることはできません。証人の手配を公証人役場に依頼した場合、行政書士や司法書士、弁護士などの外部委託となるため、1~2万円程度/人が費用として発生します。
- ※2 公証人は、証人らに対して事前に守秘義務の説明をしてから、公正証書を作成するため、実質的に見て、証人らは守秘義務に同意して立ち会ったとの解釈があるようですが、より安全な方法としては、法律で守秘義務が課されている行政書士や司法書士などを証人とすることをお勧めいたします。
- ※3 遺言の保管者や遺言を発見した相続人は、遺言者と法定相続人の関係を明らかにする戸籍関係の証明書や住民票を家庭裁判所に提出します。

検認とは、家庭裁判所が法定相続人らの立会いのもと、遺言書を開封(開示) し、内容を明確にして、事後の偽造や変造を防止するための手続きです。

なお、家庭裁判所から検認手続の通知を受けた法定相続人であっても法律上の 立会い義務はありません。

また、検認を受けた遺言書に法的な効力が保証されるものではなく、検認を受けない遺言書が無効というものでもありません(検認を受けない遺言の執行や封書の開封は5万円以下の過料となります。)。